

学会作成物の著作権および著作物の利用許諾に関する申し合わせ

2019年5月27日制定

(目的)

第1条 この申し合わせは、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という）に著作権が帰属する著作物について、著作物の取り扱いおよび著作権法第32条第1項に定める引用の範囲を超える利用に対する許諾に関する取り扱いの基本事項を定める。

(対象)

第2条 この申し合わせは、この法人が編修、発行するすべての著作物を対象とし、著作物には電子データ（WEBへの搭載記事等）も含まれる。

(著作権の帰属)

第3条 この申し合わせにおける著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規定されたすべての権利および電子メディア化する権利、二次的著作物の利用権を含む）の帰属については以下に定める。

1. この法人が法人名で発行する著作物の著作権および責任は、この法人のみに帰属する。
2. 第三者である出版社等に委託して出版する委託出版における著作権の帰属に関しては、この法人と出版社等との間で締結される出版契約等に基づき定める。
3. 著作物を創作する者（以下、著作者）は、本条第1項で定められた取扱いに異議のある場合、公開時までその旨と著作権をこの法人に譲渡することに支障がある特別な理由をこの法人に書面等で申し出るものとし、その取扱いについてこの法人と協議する。この場合、この法人が異議を認めるときは、当該著作物の著作権は、この法人に委譲されることなく著作者に留保されたものとする。
4. 著作者は、前項により著作物を留保した場合であっても、この法人が著作物を紙媒体およびホームページ等で公開または論文投稿を行うことにより、この法人に対し当該著作物の全ての利用を無償で許諾したものとする。
5. この法人が作成したガイドラインを英語論文として投稿する場合、ワーキンググループ長を筆頭著者、ワーキンググループ員を共同著者、最後の著者をこの法人とする。

(申請)

第4条 著作物に掲載された本文又は図表（以下、まとめて「図表等」という）の利用を希望する者は、この法人が別に定める様式を用い利用を申請し、この法人の利用許諾を得なければならない。

- 著作物の著作者自身が利用する場合であっても、この法人の利用許諾を得なければならない。
- 2 複数の媒体への利用は、媒体ごとに利用許諾を得なければならない。
 - 3 代理人による利用許諾の申請を認める。

(許 諾)

第5条 前条の申請があった場合、事務局長が許諾の可否を決議し、利用を許諾し、または、許諾しないものとする。

(利用料金)

- 第6条 この法人は、企業の営利活動やその他の営利を目的とする図表等の利用については、申請者から所定の利用料金を徴収するものとする。
- 2 利用料金は、別表に定め、これに利用点数、制作数（書籍、雑誌、パンフレット等への利用の場合は発行部数を、ウェブサイトへの利用の場合は閲覧者数）を乗じて計算する。
 - 3 利用点数の数え方その他料金の詳細は、別表に従う。

(利用条件)

- 第7条 申請者は、利用先著作物の引用文献欄に、利用元著作物名、頁数、発行年を明記した上で、図表等説明文に著作物名、発行年を記載するものとする。ただし、引用文献欄がない場合は、図表等の説明文に著作物名、頁数、発行年を記載するものとする。
- 2 申請者が、利用許可対象の図表等を一部改変して掲載しようとする場合は、事前にこの法人に改変内容を明示して、申請しなければならない。この法人がこれを許可した場合は、申請者は、図表等の利用に際し、改変した内容について説明文を加えるものとする。

(変 更)

第8条 この申し合わせの変更は、諸規則制定に関する規程第4条(5)に従ってなす。

附 則

1. この申し合わせは2019年5月30日から施行する。

別表